

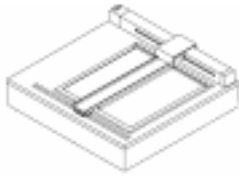
意匠分類記号	意匠分類の名称
J7-360	医療用撮影機及び関連機械器具

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」		
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品			
J7-360	全	医療用撮影機及び関連機械器具			
参考分類・参考物品					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
H7-120	操作用機器				
再掲載指示					
分類記号	分類の名称 または 物品の名称				
この分類に含まれる物品					
シャウカステン	医療用超音波撮影機用測定器	エックス線断層診断機用操作卓			
医療用エックス線防護壁	超音波診断機	医療用エックス線撮影台			

定義

身体の機能を映像化する医療用撮影機及び撮影台、シャウカステン、防護壁等関連機器も含む。
 歯科用も含む。

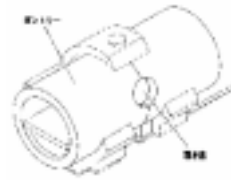
登録 1172948
 「シャウカステン」



登録 1174256
 「医療用放射線カセット」



登録 1129972
 「磁場計測機」



登録 1145884
 「超音波診断機」



登録 1108570
 「エックス線横断層診断機用操作器」



登録 1158938
 「医療用エックス線制御機」

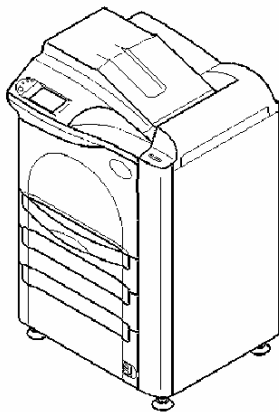


登録 1107912
 「超音波診断機」



CTスキャナ、MRI、超音波診断装置などの医療用診断装置の電気信号による診断画像をプリント出力する機器
 も含む。

登録 1169818
 医療用画像記録機



他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

眼底カメラ、胃カメラ(フィルムを用いたもの)等は含まない。→(J3-200)
 医療用超音波診断機用探触子は含まない。→(J1-79A)

分類付与運用メモ(付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称